

タイ産オクラに対する輸入検査の強化について

検疫所におけるモニタリング検査の結果、タイ産オクラ（生鮮）から、残留基準値を超えるクロルピリホスの検出が確認されました。このため、本日からタイ産オクラに対して、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、残留農薬が検出された食品は、食品衛生法第7条に違反するため、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

<経緯>

(1) 平成15年1月10日 1回目の違反

届出数量及び重量：79カートン、276kg

検出農薬：クロルピリホス 0.2ppm（基準値：0.1ppm）

届出先：成田空港検疫所

(2) 平成15年1月17日 2回目の違反

届出数量及び重量：220カートン、770kg

検出農薬：クロルピリホス 0.24ppm（基準値：0.1ppm）

届出先：成田空港検疫所

<参考>

タイ産オクラ輸入実績

輸入届出重量

平成14年1月1日～平成15年1月16日（速報値）

	届出件数	検査件数	輸入重量
生鮮・冷蔵・冷凍	4637件	1919件	4,010,707 kg
冷凍食品	2件	1件	21,900 kg

オクラについては全輸入量の約8割がタイ産である。（重量比）